

文教厚生常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和元年6月25日(火)午前9時59分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

| | | | |
|-----|-------|------|--------|
| 委員長 | 平原志保君 | 副委員長 | 宮田竜二君 |
| 委員 | 山口仁美君 | 委員 | 鈴木てるみ君 |
| 委員 | 徳田修和君 | 委員 | 仮屋国治君 |
| 委員 | 池田守君 | 委員 | 前川原正人君 |

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

| | | |
|-------|-------|-------|
| 山田龍治君 | 松枝正浩君 | 川窪幸治君 |
| 植山利博君 | | |

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

| | | | |
|-------------------|-------|-----------------|-------|
| 保健福祉部長 | 茶圓一智君 | 保健福祉政策課長 | 西田正志君 |
| 子育て支援課長 | 砂田良一君 | 子育て支援課補佐 | 市来秀一君 |
| 子育て支援課主幹 | 富田正人君 | 保健福祉政策グループ長 | 野村譲次君 |
| 子育て支援課子ども・子育てグループ | 出口幹広君 | 子育て支援課保育幼稚園グループ | 野村樹君 |
| 教育部長 | 中馬吉和君 | 教育総務課長 | 西敬一朗君 |
| 学校教育課長 | 芝原睦美君 | 学校教育課長補佐 | 今村靖君 |
| 学校教育課長補佐 | 加治木徹君 | 教育総務課主幹 | 立野博君 |
| 学校教育課主幹 | 福永清美君 | 学校教育課指導主事 | 前山隆史君 |

6 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。

鹿児島県教職員組合 始良伊佐地区支部 霧島地区協議会 議長 栄川 貴雄 君

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 郡山 愛 君

8 本委員会の事件は次のとおりである。

議案第42号 霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第43号 霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第45号 霧島市立幼稚園保育料徴収条例の廃止について

陳情第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について

陳情第4号 放課後児童クラブの質の確保を求める意見書の提出を求める陳情書

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前9時59分」

○委員長（平原志保君）

ただいまから、文教厚生常任委員会を開会します。本日は、去る6月18日に本委員会に付託されました議案3件と陳情2件の審査を行います。本日の会議は、お手元に配付しました会次第に基づき、進めてまいります。それでは、陳情者入室のため、ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 9時59分」

「再 開 午前10時00分」

△ 陳情第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。まず、陳情第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について、審査に入ります。本日は、陳情者である鹿児島県教職員組合始良伊佐地区支部霧島地区協議会議長栄川貴雄様が出席されております。陳情者の方に、議事の順序を申し上げます。まず、陳情者の方から、陳情内容・趣旨・経緯などについて、簡潔に御説明いただきます。その後、委員からの質疑に、一問一答でお答えいただきます。御発言の際は、挙手をして、委員長の許可を得てから、起立して御発言ください。マイクは、青いボタンを押すとスイッチが入ります。また、陳情者は、委員に対して質疑をすることができないこととなっておりますので、あらかじめ御了承ください。それでは、陳情者の方から、陳情内容の説明をお願いいたします。

○陳情者（栄川貴雄君）

今日はこういう場をつくっていただき、誠にありがとうございます。陳情の趣旨説明ということで簡単に述べさせていただきたいと思っております。まずは、教職員定数改善についてですが、子供たちの豊かな学びを実現するためには教職員定数改善は不可欠です。1クラス40人を一人の先生で担当するのは負担が大きい上に、きめ細やかな教育にはほど遠いものです。また昨年、小学校では外国語教育が始まっているわけですが、霧島市の全ての小学校に外国語の専科が置かれているわけではなく、先生方は戸惑いながらも、目の前の子供たちのために努力しているところです。そうなりますと、定数改善のためには、それだけの人員確保をしなければならないのですが、最近は「学校の先生は多忙だ」などという理由で、なり手が減っているとも聞いています。つまり、そういった教職員の業務改善という視点からも、教職員定数改善は子供たちの豊かな学びを実現させると同時に、先生方の負担を軽減する手段の一つともなり、そうすることで先生方にゆとりが生まれ、目の前の子供たちとしっかりと向き合える姿勢がつけられます。人員確保ということで言いますと、2009年度から始まった教員免許更新制も弊害となっていると言われております。そうなりますと、人事で定数改善を実現するためには人員確保のために乗り越えなければならない課題も多々あると言わざるを得ません。そして、人員確保で最も重要なのが教育予算です。それが義務教育費国庫負担制度の負担割合を二分の一に復元す

ることです。これは、計画的な教職員定数改善を推進する上で、最も重要なことです。また、鹿児島県は離島や山間部が多く、霧島市におきましても複式学級の学校は大変多いです。教育の機会均等という視点からも、解消に向けた取組が不可欠です。最後に、ここ数年、特別支援学級の数が増加し、担任の確保が年度初めで難しいという事態も生じています。その上、特別支援学級の児童生徒を交流学級の在籍数としてカウントしていないために、交流学級では40人を超える学級も出てきています。そういった観点からも、学級編成基準を改めると同時に、教職員定数改善を推進していくことは、これからの霧島市を担う子供たちのためにも必要なことだと考えます。よって、2020年政府予算編成において、今述べたようなことが実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関への意見書提出を陳情いたします。

○委員長（平原志保君）

ただいま、陳情者からの説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（徳田修和君）

意見書の項目が四つありまして、一つ目と二つ目は以前も出していただきまして、現状等も十分御説明いただいたところです。この3番目と4番目、今の説明の中でありましたけれども、3番目の学校統廃合によらない複式学級の解消という部分で、説明の中でも人員が足りないんだと、現状でも教職員の確保が難しいという中で、ここに現実味があるのかなと。例えば、どのようにしていけばいいとか、そのような御意見がありますか。

○陳情者（栄川貴雄君）

小学校の複式学級、例えば教室を二つに分けて前のほうが1年生で、担当の先生が教室の後のほうで2年生の授業をしている間は、1年生の子供たちは自分たちで勉強するというような流れで授業は進んでいくんですけども、学年が違えば、授業内容も変わってきますし、きめ細やかな指導という意味では、それぞれに担任を付けてあげるのが、子供たちにとってはためになることなので、やはり、教員の数を増やす以外に道はないのかなと。いろいろと模索する必要はあると思うんですけども、予算がついて担任が増えるというのがいいのかなというふうに思います。

○委員（徳田修和君）

少し意地悪な言い方になりますけれども、人数を増やして複式学級というものを解消しましたという場合に、三十何人クラスで授業を受けている学校の生徒と、極端に言えば、一人、二人に対して担任一人でやる授業というものに公平性を持てるかどうかということにも疑問を感じるんですけど、その辺はどのように御理解されていますか。

○陳情者（栄川貴雄君）

御指摘のとおり、財務省はそれに見合う効果が得られるのかどうかというところで予算を出すことをしぶっていると。正に今、指摘された部分だと思うんですけども、二人のクラスに対して一人の担任、今、私は40人のクラスを担当しておりますけれども、逆に言うと、1クラス40人の1ではなくて、副担任もいますので二人体制なんですけれども、そこを3人という体制が整えることができるならば、そのほうがいいのかなというふうに感じています。

○委員（仮屋国治君）

複式学級の基準というのは、どのようになっていますか。

○陳情者（栄川貴雄君）

私も中学校籍で小学校の複式学級の経験がなくて、経験上、数の説明ができません。すみません。

○委員（仮屋国治君）

テレビなどでよく複式学級の児童の皆さんが楽しそうに授業を受けている風景を目にするんですけども、全国で複式学級を採用していない都道府県の状態というのが分かりますか。

○陳情者（栄川貴雄君）

すみません。その数字を持ち合わせていないところです。

○委員（仮屋国治君）

複式学級のデメリットだけでなく、メリットといっはなんですけれども、結構、対象の子供が少ないわけですから、それなりに目のやり方は、先ほど先生おっしゃったように40人のクラスを持つのは違うわけですから、その辺の基準の見直しというようにところに持っていってもいいのかなという感じがするんですけれども、どのように思われますか。

○陳情者（栄川貴雄君）

御指摘のとおり、教員の人数の確保と同時に、その人数の基準の見直しも進めていかないといけない部分だろうと考えています。ただ最初に申し上げたとおり、授業内容、また子供たちの発達段階、確かに低学年、中学年、高学年という大きなくくりとしては同じところに入るんでしょうけれども、きめ細やかなという部分でいきますと、複式学級の解消というのが望ましいのではないかと考えています。

○委員（前川原正人君）

この文面でも出てくるんですが、長時間労働是正にむけて教職員の働き方改革が進められようとしていると。その中でも教職員の定数改善が欠かせませんと。要は、教職員の改善と一言で言っても、正職員と臨時の職員、代用職員とか様々な形態があるわけですがけれども、この部分というのは、やはり正職員でしっかりと教員の身分もはっきりさせて、雇用状態も安定させた上での学校職員の定数改善という理解でよろしいわけですか。

○陳情者（栄川貴雄君）

御指摘のとおり、実態としましては非正規雇用、いわゆる臨時的採用教職員の数が、年々増えてきているところです。その方々の待遇というのは、目を当てられないという言い方はちょっと言い過ぎかもしれませんが、同じ仕事をしながら、余りにも待遇が違いすぎるところがあります。したがって、その非正規雇用の方々の待遇を高めてあげる。それがまた定数改善、正雇用というか、そういう改善にもつながっていくのかなと考えます。

○委員（前川原正人君）

もう一点は、項目の3番、4番共通している問題になると思うんですけれども、この中にありますように、交流学級では40人を超える学級活動が常態化していますよと。そのために特別支援学級の児童生徒を交流学級の在籍数としてカウントはされていないと。言ってみれば、同じ子供たちで交流する生徒以外をカウントして、でも実際は、その交流に来る子供たちも数の中に入るわけですがけれども、そういう点での弊害といいますか、現場の状況というのがお分かりであれば、お示しいただきたい。

○陳情者（栄川貴雄君）

今、私が勤めている中学校においても、年々、支援学級のクラス数が増えて、現在、支援学級だけで5クラスということです。陳情書にも載せましたけれども、カウントされないものですから、去年、私の持っていたクラスは43人いました。1クラス大体40人、40人でも後ろのほうはきつきつなんですけれども、そこに更に3人入ると、1列が8人とかですと、机と机の間が本当に狭いんです。元に戻りますけれども、それだけ数が増えれば、なかなか目が行き届かない部分もある。もちろん支援員の方が入っていただいて、支援学級の子供たちに対する配慮というのは当然するわけですが、そこまた交流学級の子供たちとのコミュニケーションを取り方が難しいお子さんもいらっしゃいますので、40人でも多いんですけれども、40人を超えてきますと、そういう一人一人への教育的配慮という部分がちょっと難しい面が出てくるのかなと考えています。

○委員（山口仁美君）

定数改善はとても必要なことだと思うんです。私も中学生、小学生に子供がいますので、できるだけ目が届いてほしいという気持ちはあるんですが、これが解消していくに当たって、この先生の数というのは確保されるほどいらっしゃるのでしょうか。

○陳情者（栄川貴雄君）

ちょっと実数は分からないんですけれども、最近、学校の先生は多忙だ、忙しい、そういった業務改善的な視点、そして教員免許更新制というのが2009年度から始まって、たんすの中に入れていた教員免許が10年たつと、いつの間にか失効しているという実態をみると、実数は分からないんですけれども、人材不足に陥っている、あるいはいくのかなというふうに私は認識しています。ちょっと具体的な説明はできませんが。

○委員（仮屋国治君）

陳情と離れるかも知れませんが、特別支援学級の子供が増えてきてということになっておりますけれども、これは本当に子供のためになっているのか、先生のためだけの振り分けではないのかという気が若干することがあるんですけれども、この増え方はなんか異常だなど。昔からそういう子供たちはいたわけですが、それを先生たちの面倒なことがないように振り分けをしていらっしゃる部分が強すぎではないかと思ったりもしたりすることがあるんですが、その辺はどのようにお考えですか。

○陳情者（栄川貴雄君）

メディアのほうでも、そういった指摘というのは多々あるということは私も認識していますが、私の考えで、私が中学校に勤めていて感じることは、特別支援学級に在籍している子供たちへのきめ細やかな指導といいますと、これまではそういった子供たちも交流学級の中で一緒に学んでいたわけですが、分けるという言い方をすると語弊があるかもしれませんが、教科学習指導においては、一斉の授業についていけないことも多いので、今、私の学校でやっているのは、教科のときは支援学級のほうで授業を受けて、そして体育とか技術家庭であったり、そういった技能系でコミュニケーションとかを要するような部分は、交流に戻して活動をするというような取組をしているんですけれども、それによって支援学級に在籍する子供たちのためになっているのかなというふうに私は考えています。今、御指摘のような考えがあると

いうこともよく存じ上げております。

○委員（仮屋国治君）

私も断定はできないですけども、いろいろな人と接触をして生きる力を付けてあげるのが義務教育なのかなという思いがあったりするものですから、学力だけが子供たちのためではないという気がしているものですからお尋ねしました。それと陳情の主題からいくとこの4点目が付け足しになっているような気がするんですが、どのような関連性で理解すればよろしいですか。

○陳情者（栄川貴雄君）

4点目の文言が直接的には主題のほうには入ってないんですけども、教職員定数改善というところで、その特別支援学級在籍の児童生徒が増加していると。したがって、それだけクラス数も増えてくるといふ部分で、教職員定数改善というふうな捉え方をしていただけると有り難いです。

○委員（仮屋国治君）

毎年のように、このような陳情が出されるわけですけども、成果というのは上がっているんですか。なんとなく我々も賛同して国に上げて、国が無反応であればむなしいという思いがあるんですけども、それが一つと、もう一つ、4点ありますけれども、この全てを採択しなくてもいいのか、一部採択でも構わないと思っていらっしゃるかどうかをお尋ねいたします。

○陳情者（栄川貴雄君）

むなしさを感じずに、どこまでも闘っていきいたいというふうに考えています。あと、4点、下のほうにありますが、一部採択ではなく、4点全ての採択を望んでいるところです。

○委員（池田 守君）

毎年、この陳情が出されるわけですけども、今回、3項目目と4項目目を追加されたということですけど、これは県下全ての市町村に対して陳情されていますか。

○陳情者（栄川貴雄君）

そのとおりです。鹿児島県全ての自治体にこの趣旨の陳情を提出しているところですが、自治体によっては6月議会、9月議会と差はありますが、全て、この趣旨の陳情を提出しているところです。

○委員外議員（植山利博君）

1点目と2点目は、これまでも出されて採択をしてきた経緯があると思うんですが、3点目について確認をさせていただきたいんですけども、複式学級を解消するというところで、何人の子供に対して一人の先生が担任として現場にいれば、教育環境としてあるべき姿なのかと。例えば一人、二人の子供の学級をつくるのが、果たして、その子供さんのための教育環境で適切なのかというような見解は、どのようにお考えですか。

○陳情者（栄川貴雄君）

先ほども申し上げたんですけども、小学校籍ではないものですから、その教育的効果とか、そこは私もまだまだ不勉強な部分があります。私の見解ということなので話させてもらいますと、学年が違くと教育課程も変わってくるので、やはりそれぞれ分けて活動したほうが望ましいものもあると思います。それが複式だと困難だということです。そして先ほども指摘があっ

たとおり、ときにはそこをくっ付けて異年齢集団の活動というのも必要だと思うので、大規模校のように完全に分けてではなく、ときにはくっ付けて活動させるのも、小規模校のメリットになっているところもあると思います。その分けたりくっ付けたりするためにも、分けたときの人員確保という部分において、やはり、それぞれに担任がいるというのは必要なのかなと私は思っているところです。

○委員外議員（植山利博君）

先ほどあったようにメリット、デメリットもあるんでしょうけれども、単に一つのクラスとして子供たちが何人ぐらいいることが理想なのかなということは難しいことだろうと思います。それと教員数の定数改善と国庫負担を増やすということは、当然進めなければならないことだと思うんですが、陳情項目になかったんですけれども、説明のところで、教員免許更新制が阻害をしているというような表現があったと思うんですが、教育免許更新制がこの陳情の趣旨を実現するために阻害をしているという見解をお持ちなのか、もう一回確認をさせていただきたいと思います。

○陳情者（栄川貴雄君）

先ほどの私の説明の中で、人員確保という面でいうと2009年から始まった教員免許更新制も弊害となっているといわれていますと申し上げたんですが、安倍政権のときだったと思うんですけれど、教職員がメディアでもいろいろ言われた時期だったと思うんですけれども、資質向上という意味で始まった免許更新ですが、これは免許更新をしないとその免許が失効されてしまうということで、そのときになろうと思っても失効しているとなれない。そういう面において、やはりそれが人員確保、あるいは定数改善の弊害になっているというふうに考えています。鹿教組全体でも、それはよく議論になって、私個人というよりも、鹿教組全体でそこが一つの弊害になっているのではないかと、だから失効しているけれども、4月から3か月ぐらいは教員にはなれて、その間に更新をすとか、そういうふうに運用面でどうにかならないのかというふうには、組織の中でも議論になっているところです。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようなので、これで陳情第3号の陳情者に対する質疑を終わります。陳情者の方はありがとうございました。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時30分」

「再開 午前10時32分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について、執行部の説明を求めます。

○教育部長（中馬吉和君）

陳情についての見解を説明いたします。国は、教員定数の改善及び加配措置等により、小学校1・2年生については35人学級編制を行っております。また、鹿児島県におきましては「か

ごしまっ子」すくすくプランとしまして、小学校1・2年生それぞれの学年の児童数が36人以上の学校には常勤教員を配置し、30人学級編制を実施しております。現在、小学校3年生から6年生につきましては、40人学級編制となっておりますが、きめ細かな学習指導、生徒指導等を行うために、指導方法工夫改善加配や児童生徒支援加配、小学校専科指導加配等が配置されているところです。本市教育委員会としましては、単式学級、複式学級ともに児童生徒にきめ細かな学習指導、生徒指導等を行うことは良いことだと捉えており、そのために学級編制基準の見直しや教職員定数の改善は必要であると考えております。しかしながら、本市教育委員会には児童生徒の学級編制基準を変えたり、教職員定数や加配教職員の配置を決定したりする権限はありません。今後、国の施策として学級編制基準の変更や定数改善にむけた財源補償及び、県による必要に応じた加配教職員の配置を期待しているところでございます。次に、義務教育費の国庫負担制度拡充に関しましては、三位一体改革により国の負担の割合が二分の一から三分の一に引き下げられております。元来、県費負担教職員の人件費は、鹿児島県において予算措置がなされており、その歳入確保の観点からの陳情ではございますが、本市と致しましても、市単独事業での教員の追加措置は難しいことから、国の負担割合を増やすことによる人件費の確保は、大変重要であると考えております。

○委員長（平原志保君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（仮屋国治君）

陳情の1点目2点目の見解にはなっておるようですが、3点目4点目の見解をお示しいただけませんか。

○学校教育課長（芝原睦美君）

3点目、山間部の多い鹿児島県において教育の機会均等を保障するということですが、これについても、国の編成基準において複式が実際には大変多いところでございます。ただ、複式についても良い面もありますので、一概に全ての複式を解消するということについては弊害も出てくるのではないかなと考えております。それから特別支援学級の在籍児童生徒が増加しているということは事実でございます。交流学級というのは特別支援学級に在籍していて、教科によっては、例えば体育とかそういったものについては、通常学級に対して授業を受けるという形になりますので、40人を超える場合もございませけれども、極めてそれほど多くはないんですけれども、実際に安全面とかその辺を考えたときには、40人を超えているのは適当でないというふうにも考えております。

○委員（仮屋国治君）

3点目の複式学級のところで、基準はどのようになっているのか。それと今課長が良いところもあるとおっしゃいましたけれども、どのような良いところがあるか。それと4点目のところでカウントすることが求められているのか、カウントする必要はないのかというところの見解をもう一度確認させてください。

○学校教育課長（芝原睦美君）

複式学級の編成基準についてでございますけれども、引き続き二つの学年の児童で編成する学級は1学級16人までということになっております。ただし、1年生を含む場合には8人まで

です。また引き続かない二つの学年の児童で編成する学級、いわゆる飛び複式学級と言いますが、これは1学級の児童生徒8人以内、1年生を含む場合には4人以内というふうになっております。2点目、複式学級の良さですけれども、人数が少のうございますので、お互いに単式でやるよりは他の学年の児童と交流を深めながら、意見を交わしながら、そういった利点もありますし、例えば体育の授業で複数の人数が必要であるといった場合、単式にするとスポーツができないという場合も考えられます。何よりも学年間で交流を図りながらもきめ細かに指導ができるということは利点ではないかなと思っております。3点目、特別支援学級の児童生徒を交流学級の在籍数としてもカウントすることについては、特別支援学級に在籍することによって教員が1人配置されます。これを交流学級に入れると、通常学級が40人を超えともう一クラス増えることとなります。それで定数も増えることになるんですけども、余りそういったメリットはないのではないかなと思っております。今の特別支援学級に1人でも在籍したら教員を1人配置するという仕組みになっておりますので、特にカウント、交流学級に入れる必要はないのではないかなと考えております。

○委員（徳田修和君）

少し関連で、今、複式の条件のところを御説明いただいたわけですが、陳情の中で「複式のことについて憲法が保障する教育の機会等が保障されているとは言えません。子供の教育の機会と学びの保障の観点から複式学級の解消は極めて重要な課題です」というような文言がうたわれているわけですが、編成の人数基準等御説明いただいた中で、その辺はどう考えていらっしゃるのかお示しいただきたい。複式学級の解消は極めて重要な課題なのかどうかというところ。

○学校教育課長（芝原睦美君）

先ほど申しあげましたように、複式学級の良さというのはありますけれども、ここに解消と、重要な課題と述べられておりますけれども、例えば二つの学年で合わせて3人という場合と、先ほど申しあげましたように、二つの学年で例えば5年生8人、6年生が8人合計16人というケースも考えられるわけです。あるいは5年生が9人、6年生が7人とかそういうケースも考えられます。そうなってくると確かに1人の教員で16人の児童の学習をみるというのは厳しいものがあるのではないかなと思います。そういった何人ぐらいが適切なのかということについては私もデータを持ち合わせておりませんが、そういったことを考えたときに、ある程度複式を解消していくということは大事ではないかなと思っております。

○委員（鈴木てるみ君）

先ほどの説明で特別支援学級の子供たちが交流に来るのは体育の授業とおっしゃいましたが、体育以外の授業は交流するということはないのでしょうか。

○学校教育課長（芝原睦美君）

これにつきましては、子供一人一人の状態によって変わります。例えば肢体不自由のお子さんであれば、自立活動であったり、生活単元学習と言って自分の生活を自立するための特別な教育課程が編成されて、むしろ交流学級のほうは少なくなるということになります。例えば自閉症、情緒障害のあるお子さんであれば、体育だけではなくて通常の国語であったり、社会であったり、そういった交流学級が増えてくるということになります。一人一人のお子さんに合

った教育課程を組みますので、特に自閉症、情緒障害のお子さんは知的な遅れがないということで、交流学級がかなり多くなるんですけども、知的障害のお子さんになってくるとその差が大分ありますので、これも一人一人の状況に応じて教育課程を組んでおりますので、一概に体育だけということではございません。

○副委員長（宮田竜二君）

見解の説明書の中の最初に小学1，2年生については35人学級編成をとということなんですけれども、これは特別支援学級の児童さんはカウントされていないという認識でよろしいでしょうか。

○学校教育課長（芝原睦美君）

はい、カウントされておられません。

○副委員長（宮田竜二君）

もしこの陳情書のように、カウントするようになった場合、例えば35人学級が特別支援児童を増やした場合、例えば37人38人となった場合は、もう一クラス増やさないといけないということになるという理解でよろしいでしょうか。

○学校教育課長（芝原睦美君）

はい、そのとおりでございます。

○委員（池田 守君）

4番目のところなんですけれど、先ほどから議論になっているんですが、私の孫が今通う小学校で今年の1年生が37人だったんですけど、そのうちの2人が特別支援学級だということで35人だから、1クラスですよ。あと1人増えたらと地域の人たちが願っていたんですが、その場合は二クラスになるわけですよ。健全な子供がもう1人増えれば。先ほど課長はクラスを二つにすることに大きなメリットはないというようなことをおっしゃったんですが、私は逆に大きなメリットがあると思うんですよ。教職員が増えるということに対しては負担が増えますから、その点に関しては特別な措置が必要ですけども、それを除けば、例えば35人の学級に特別支援の子が2人いて37人でやっていますけれども、大体同じ教室にいることが多いんですよ。そうするとそれを仮に二つに分けるとなると、20人以下の学級が二つできるということで大きなメリットになると思うんですけども、その辺はどうお考えですか。

○学校教育課長（芝原睦美君）

先ほど私が申し上げたのは、1人特支学級に在籍すれば教員が1人必ず配置されるということ、それから二学級になった場合に教員は増えますので、教員の数というところからすれば、メリットはあまりないということを申し上げたところなんですけれども、実際池田委員がおっしゃったように、教育活動、交流学級でする場合、学級が二つ分かれているという方面からこれは、子供たちにとってもメリットがあると思います。ただ、念のために申し上げますと、本県は説明を致しましたように、1年生2年生は30人学級をしております。36人以上のお子さんがあるときに1年生36人以上、2年生36人以上いるときには30人学級にして1人常勤を配置いたします。ところが、31人から35人の学校の場合、1年生2年生の場合、これは常勤は配置されずに非常勤の教員を配置することに鹿児島県ではなっております。

○委員（徳田修和君）

部長にお尋ねしておきたいんですけど、今口述を聞かせていただいた中で、やっぱり今回の意見書に対する1番2番の事項というところ、霧島市としてもどうしても国の方にとというような、どうぞ意見書をしっかり上げてくださいというような口述に感じたわけですけども、私個人としてはこの1、2番本当に大切な問題だと思っているんですけども、それを意見書として押し進めるのに当たって、3番が引っ掛かってくるのではないのかなと自分の中では思っているわけです。例えば複式学級の解消は重要な問題ではあるよというようなこともありましたけど、解消すれば学級を二つに割って、教室の確保の問題、人員増やただけでそれが可能なのか、学校施設として運営が成り立つのかとか、いろいろな課題によって全体的にちょっと意見書として弱くなってしまふのかなというような思いがあるんですけども、1、2番をしっかり通していくのであれば、複式の解消での教員を確保するだけで済む問題なのかどうかというところが引っ掛かるんですけども、本市の場合例えば複式学級を解消します、人員が確保できましたといった場合に、教室の確保というもの、施設は今のままでも十分機能させていけるのかどうかというところの確認と、私の見解に対してどのようなふう考えられるのか。

○教育部長（中馬吉和君）

本市の場合、複式学級を解消した場合の学校等については、児童数の関係で言えば施設面では十分対応できるというふうに考えております。そしてまたこの3点目等についても、課長が先ほどから申しておりますように、この陳情書のとおり確かに複式学級の解消は極めて重要な課題というふうに捉えているところでございますが、先ほどから課長が申しておりますように、人数によってはやはり微妙な部分もあるということで、その辺について全体的にどうかということは霧島市の教育委員会としては、意見を述べづらい部分がございます。

○委員（前川原正人君）

お聴きをしておきたいと思いますが、本年度の霧島市の教育の資料の60ページの中で、特別支援学級が小学校全体の374学級のうち78学級と、そして中学校全体の136学級のうち32学級ありますよということで、これは61ページの中にも記載があるわけですけども、霧島市の支援学級の在り方については先ほどの陳情者もおっしゃっていたわけですけども、人の配置についてはどうしても県教委の方が歳入分を持っているということになるわけです。これはもう県教委のほうで方針が決まって現場でこういう現状だから何人必要だということで采配するわけですけども、その中で、市の権限というまではいかないんですが、市が要請する範囲というのがどの程度まで担保されるというか、補償されていくのかという点をお聴きしておきたいと思えます。

○学校教育課長（芝原睦美君）

特別支援学級を担当する教員がこれは教諭でなければならないので市のほうで配置することはできませんけれども、現在本市では特別支援教育支援員の雇用を致しまして、学校の要望等に応じまして配置をしております。特に特別支援学級もそうですけれども、通常学級で支援の必要な例えば発達障がいとかそういったお子さんの支援のために特別支援、教育支援員を配置するとともにその育成に努めているところでございます。

○委員（前川原正人君）

もう一つはこれも人事の権限というのは今おっしゃったように支援員としてはできるけれど、臨時の教員であったり正職の教員については県教委がその采配を振っていくということは理解しているつもりです。そこで、これまでの議論の中で、霧島市内の正職、臨時いらっしゃるわけですけども、正職員が今減ってきて臨時の職員の人たちが、中には産休で休んでその代用ということだっただけであるとは思いますが、大きく分けて正職と臨時の職員というふうに分けたときに、市内の学校の現場ではどれぐらいの比率、状況なのかということをお聴きしておきます。

○学校教育課長（芝原睦美君）

市の職員の数については持ち合わせていないんですけども、県費負担職員については、本年度は小学校中学校合わせて正規の職員が801人、期限付きいわゆる臨時的任用職員が95人でございます。

○委員（前川原正人君）

その数というのはこれまでの数、過去を見たときにその推移というのはどのような状況なんですか。

○学校教育課長（芝原睦美君）

特別支援学級が増えているという状況から臨時的任用職員の数も増えているだろうと思いますが、正確な数字は持ち合わせておりません。

○委員（前川原正人君）

最後になると思うんですが、先ほど陳情者のほうから口述として出されたのは小学校の英語授業ですね、これも全市的にはやられていませんよということだったわけですけども、今現在、小学校での英語の授業が何校やっているのか、その実態をお知らせいただければと思います。

○学校教育課長（芝原睦美君）

3年生4年生が外国語活動を、5年生6年生が外国語英語という教科です。来年度から全ての小学校は新しい学習指導要領になりますので、全ての小学校が前倒しで英語の授業を行っております。

○副委員長（宮田竜二君）

ここで委員長を交代します。

○委員（平原志保君）

複式学級のことなんですけれども、16人で複式ということで、微妙なところというのが、5年生6年生とかで8人8人とかで16人で複式になってしまったりすると大変だということの微妙な人数かなというところだと思うんですが、例えばやはり今後霧島市でそのようになっていきそうな学校というのは多いと思われていますか。もう一つなんですけれども、やはり16人となった時点で必ず複式になるのか、そこだけ確認させてください。

○学校教育課長（芝原睦美君）

今後16人ぎりぎり複式ということについては、数値も持ち合わせておりませんが、それほどケースとしては多くないのではないかなと思っております。また人数については学級編制基準ということになりますので、16人以下がすべて複式ということになります。

○委員（平原志保君）

そうするとやはり2名対3名での5人での複式とかと16人というのはかなり違いがあると思うんですが、人数割合ですよね、そのところに仮に霧島市でそうなった場合、やはり霧島市から職員を入れるということは難しいのでしょうか。県予算の職員は1人しかつかないと思うんですけども、そこに補助なり非常勤扱いの先生を付けるとか、複式が多くなる地域ならではの策というのは考えていらっしゃるのでしょうか。

○学校教育課長（芝原睦美君）

教員の配置は県が行うということで、現在も市で雇用しているという実態はないところです。

○教育部長（中馬吉和君）

教員の雇用につきましては、市での雇用は今後も難しいものと捉えております。

○副委員長（宮田竜二君）

ここで委員長を交代します。

○委員（平原志保君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようなので、以上で陳情第3号の執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時02分」

「再開 午前11時06分」

△ 議案第45号 霧島市立幼稚園保育料徴収条例の廃止について

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第45号、霧島市立幼稚園保育料徴収条例の廃止について、執行部の説明を求めます。

○教育部長（中馬吉和君）

今定例会に提案いたしました議案第45号、霧島市立幼稚園保育料徴収条例の廃止につきまして御説明いたします。令和元年5月17日に、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が公布され、今年10月1日から幼児教育・保育が無償化されることに伴い、本条例を廃止しようとするものであります。詳細につきましては、学校教育課長が御説明いたしますので、御審査をよろしくお願いいたします。

○学校教育課長（芝原睦美君）

議案第45号、霧島市立幼稚園保育料徴収条例の廃止につきまして、御説明いたします。令和元年5月17日に公布されました子ども・子育て支援法の一部を改正する法律により、幼稚園、保育所や認定こども園に通う3歳児から5歳児は、世帯の所得にかかわらず、保育料が無償となることから、本条例を廃止しようとするものであり、施行期日を法律の施行日と同日の令和元年10月1日としようとするものです。また、この条例による廃止前の霧島市立幼稚園保育料

徴収条例の規定により徴収することとした保育料の取扱いについては、経過措置により従前の例によると致しております。なお、本条例の廃止に伴う予算の歳入減につきましては、今議会へ予算案として提案しております。

○委員長（平原志保君）

ただいま執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（前川原正人君）

まず、今回、幼稚園の保育料を取らなくなるということで、10月1日からの予定になっているわけですが、この無償化の財源というのは消費税増税分を充てるということが報道等でも明らかになっております。そういったときに、万が一、10月1日からの増税を国が中止した場合、市としての対応はどうか、お聴きしておきます。

○教育部長（中馬吉和君）

この幼稚園保育料の無償化は国の施策でございますので、仮定の話にはちょっとお答えしにくい部分がありますけれども、国が今回のその制度を実施しないのであれば、市もそれに従わざるを得ないところでございます。

○委員（前川原正人君）

政治の世界というのは生きていますので、どう展開するかは見えないわけです。ただ、想定をしておかないといけない部分もあると思うんですが、国の施策に市が従わざるを得なかったり、今度は、この条例を廃止することによって、廃止しました、実際10月1日からの消費税増税を例えば中止しましたとなったときの対応策。また元に戻って徴収するのか。それとも条例を廃止するわけですので、その項目自体がなくなるわけですので、そういうことまで考えたときにどうなるのかということが想定されるわけですが、どういうふうになるか誰も分かりませんが、そこまで想定した場合の市の見解というのをお聴きしておきたいと思えます。

○教育部長（中馬吉和君）

この消費税については、今、10月1日から施行されるということで捉えておりますし、消費税の増税が危うい状況であるとかというのは、今、何らその要因も発生していないところでございますので、私どもとしては今議員がおっしゃいましたそういう想定は一切いたしていません。

○委員（前川原正人君）

無償化になるであろうということで議論をさせていただくと、今回の無償化で、何世帯、何人の人たちが対象となるのか、お示いただけますか。

○教育部長（中馬吉和君）

人数については、園児数でございますが、四つの幼稚園で108人となっております。世帯については把握をしていないということでございます。

○委員（前川原正人君）

この無償化で、3歳～5歳の方が、住民税非課税世帯の方とか、年齢で分けられていると思うんですけれども、無料にならない対象人員というのが、先ほどは108人が対象となるということでしたけれど、その逆ですね、ならない人たちはどれくらいの人数になるのか。

○学校教育課主幹（福永清美君）

学校教育課で所管しているのは公立幼稚園で、市内には4園あるんですけれども、陵南幼稚園、大田幼稚園、牧之原幼稚園、富隈幼稚園。こちらを学校教育課で所管しておりますので、保育料も課税世帯であっても6,600円が上限となっておりますので、全ての世帯が対象となっております。私立幼稚園につきましては、保健福祉部の所管になるものですから、こちらのほうでお答えしかねます。

○委員（前川原正人君）

無償化になると同時に、今度は給食費の部分が出てくると思うんです。公立、私立を問わずこれは出てくるわけですが、ここの所管の中では公立の幼稚園4園の範囲内では議論できないんですけれども、例えば、国の基準では3歳～5歳のおかず費を徴収すること今後なるわけですが、一つの基準としては、主食用が月3,000円、副食費の部分で4,500円が国の基準として交付されると。これは交付税措置という形になっているわけですが、ここの幼稚園の保育料以外の部分で、給食費の部分についてはどうなっていくのかということをお聴きしておきます。

○学校教育課主幹（福永清美君）

今4園ですが、給食費としまして、園によってまちまちなんですけれども、3,300円から3,800円、ちょっと広がりがありますけれども、給食費につきましては一応保護者負担という形で考えております。

○委員（前川原正人君）

それは、今も保護者負担になっていますし、そうならざるを得ないんだろうと思いますけれども、逆に考えると、低所得者の人たちにはその部分が今も負担になっているし、保育料は確かにゼロにはなりませんけれども、高額な給食費になるのではないかと懸念もあるわけで、その辺についてはどのようにお考えなのかお聴きしておきたいと思います。

○教育部長（中馬吉和君）

この給食費については現在も保護者が負担されています。したがって、保育料が無償化になるということで、その給食費が高額になるという委員の御質問の概念がちょっと分からないんですけれども。

○委員（前川原正人君）

幼稚園の部分でいうとそこは変わらないはずですが、ただ、保育園とかの部分を入れるとそこはまた違ってくるといふ趣旨で発言をさせていただきました。それともう一点は、給食費の徴収の方法とかは、全くこれまでと変わらないという理解でよろしいわけですね。

○学校教育課主幹（福永清美君）

そちらのほうは園のほうにお任せしております。

○委員長（平原志保君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようなので、以上で、議案第45号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時18分」

「再開 午前11時20分」

△ 陳情第4号 放課後児童クラブの質の確保を求める意見書の提出を求める陳情書

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第4号、放課後児童クラブの質の確保を求める意見書の提出を求める陳情書について、執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（茶園一智君）

陳情第4号、放課後児童クラブの質の確保を求める意見書の提出を求める陳情書について説明申し上げます。本年5月31日に、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、6月7日に公布され、児童福祉法第34条の8の2第2項の規定により、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については省令で定める基準に従い定めることとしていたものが、参酌することとなりました。これにより、市町村は、放課後児童健全育成事業に従事する者の資格要件及びその員数を条例により独自に規定できるようになります。本市の状況としては、放課後児童クラブの保育の質を確保するため2人以上の職員配置の堅持を求める要望がある一方で、土曜日等、比較的児童が少ない時間帯においては員数を減らすことなどの緩和措置に関する相談等もあり、本市としては、子供の安全と健全育成を最優先とし、地域の実情を踏まえ検討したいと考えています。なお、詳細につきましては、子育て支援課長が説明いたしますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○子育て支援課長（砂田良一君）

陳情第4号、放課後児童クラブの質の確保を求める意見書の提出を求める陳情書について、本市の放課後児童クラブの現状等を説明申し上げます。本市で運営費補助対象となっている放課後児童クラブは、令和元年5月1日現在で52クラブであり、71の支援単位で運営を行っています。児童数は約2,000人で、この5年間でほぼ倍増している状況です。本市の運営費補助については、平成26年度が児童数約1,000人で約1億7,500万円、平成30年度は児童数約2,000で4億5,300万円と約2.6倍の増となっています。また、運営費基本額も年々増額しており、1支援単位あたりの標準基本額は平成26年度が342万7,000円、平成30年度は430万6,000円と約1.3倍になっています。今後も、受け皿としての支援単位の数が増加すると見込まれており、配置すべき放課後児童支援員等の確保が、各放課後児童クラブにおいて課題となっていると認識しています。以上で、陳情第4号についての説明を終わります。

○委員（徳田修和君）

課長の口述の中で、運営費補助のところ、人数が倍で補助に関しては2.6倍ですか、かなり一人当たりに対する費用も上がってきているのかなと思うんですけども、その背景を少し説明をお願いします。

○子育て支援課長（砂田良一君）

平成27年度に国のほうで子ども・子育て支援法の改正がございまして、その中で放課後児童クラブ等の充実ということで運営費等の見直しとか増額がなされたということになってい

るようでございます。

○委員（山口仁美君）

この質という言葉はすごく幅が広い言葉だと思うんですね。例えばこの人員確保というのはもちろん大事なことでありますけれども、その運営主体によって、例えば子供を見る支援員の方の年齢がすごく高い人ばかりで構成されているところであったり、学校の先生上がりの方が多くてとても安定したような運営をされているところであったりと、すごく差があるように感じています。その辺の把握というのはどのようにされていますか。

○子育て支援課長（砂田良一君）

年度当初、各児童クラブのほうから計画書を頂いておりますが、それを補助金交付申請に使っているわけですが、その中で支援員の数というのは把握しておりますが、その方が持っているもの、教員であったりとか保育士さんであったりとか、そこについては把握をしていないところでございます。

○委員（山口仁美君）

実際足を運ばれて全箇所を見に行っはいらっしゃいますか。

○子育て支援課長（砂田良一君）

全箇所を見たかと言われますと、全部の児童クラブについては足を運んでいないところでございます。

○委員（山口仁美君）

各地域によって要望の内容が違うというふうに口述のほうには書いてあるんですけれども、実際、どのような運営をしていて、どのようなことで困っているのかというのを把握してから、この質を人員の基準のことだけで決めていくべきなのかどうかというのは判断したほうが良いように思うんですが、どのように思っはいらっしゃいますでしょうか。

○子育て支援課長（砂田良一君）

今回の法改正に伴う支援員の人数また資格等については、今後、児童クラブ連絡会並びに加入されていない各児童クラブ等と協議をしながら進めていきたいというふうに考えております。

○委員（前川原正人君）

陳情第4号について、児童クラブの質の確保を求めるということが大きな目的だろうとは理解をします。ただ問題は、市の側が、先ほどの口述で部長もおっしゃったように、「省令で定める基準に従い定める」としていたものが「参酌する」ということになっているわけです。ですから、今までは最低二人は必要だったと。しかし参酌ですので、見方を変えればある意味、弾力的運用も可能だよという見方もできると思いますけれど、問題は執行部側が「参酌する」というのをどういう角度で、どういう配置基準を持っていくのかというのが一つの鍵だと思うんですね。ですから、そこ辺についてどうお考えなのか、お聴きしておきます。

○子育て支援課長（砂田良一君）

先ほども答弁で述べたとおり、今後については各児童クラブ等との協議を重ねて、本市にふさわしい地域の実情に合った員数配置又は支援員の資格というものを検討していきたいと考えております。

○委員（前川原正人君）

まだ掘り下げれば、この陳情の訴えていることは、従うべき基準を堅持してほしいということとされているわけです。ですから今課長がおっしゃるように、その状況、員数、支援員の方たちの状況、画一的には議論ができないところもありますけれども、市の方針としてどうなのかという点で見たときにどうなのかなど。後退があってはいけないよなど。状況に応じてとなると、確固とした市の方針というのはこうだというのが見えてこないような気もするわけです。ですから今おっしゃったように状況に応じた対応をしていくといえれば、もうそこまですけれども、子供たちの安全を守るという、そして雇用も守っていく、地域でちゃんと育てていきたいと思いますという事はやっぱり根底にあるわけですので、その辺についてどうなのかということです。ちょっとくどいようですけど同じ答弁にならざるを得ないと思いますが、その辺についてどうかお聴きをしておきます。

○保健福祉部長（茶園一智君）

委員の言うとおりの繰り返しになるんですけれども、この条例が来年の4月1日からということになりますので、今後、ここが参酌されるということで、検討をすべきだと思いますけれども、私が答弁したとおり児童の安全と健全育成を最優先としても、地域の実情を踏まえて検討していくしかないのかなというふうに思っています。今のところはそれしか。まだ50の施設がどういうふうに思われているかというのも、まだ全てから伺ったところでもないものですから、そこら辺を全部ある程度お聞きしながら、今後検討していくということになると思います。

○委員長（平原志保君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後11時33分」

「再開 午後11時36分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○委員（鈴木てるみ君）

この陳情の狙いというのは、支援員の待遇をもうちょっとよくしてくれということだと思うんです。若い人がなかなか就かない、仕事として選択しない、家庭を養うほどの待遇ではないということをお聞きしております。その趣旨は趣旨として、質の確保を求めるという意味では、先ほどもちらっと意見が出ましたけれども、補助金を出すのであればしっかりと研修等をして、支援員の質のレベルアップをするべきではないかという意見もありましたので、そこら辺はいかがでしょうか。研修会とか考えていらっしゃるのでしょうか。

○子育て支援課長（砂田良一君）

職員の研修につきましては、現在県のほうで現任研修等が行われております。市のほうで、それらの研修への参加要請並びに、児童クラブ連絡会のほうでも独自の研修をされています。そこへの他のクラブからの参加要請、また、市の職員研修等への参加も考えたいなということで今おりますので、そういうことをしながら職員のレベルアップといえますか、質の向上を図っていきたいというふうに考えています。

○委員長（平原志保君）

先ほどの説明のほうで、「土曜日等、比較的児童が少ない時間帯においては員数を減らすこと

などの緩和措置に関する相談等もあり」と出ていたんですけれども、何件ぐらいで、何人ぐらいの児童のときに一人でみていいですかというような相談が来ているんでしょうか。子供の人数を教えてください。あと、何施設からこのような相談がきているのか。

○子育て支援課長（砂田良一君）

確認したところ、1施設のほうでそういう声が上がったと。内容につきましては、障がい児保育を行ってしまっていて、障がい児1人がその当時いて、3人の支援員が付いていたということで、土日、比較的少ない時間等での配慮できないかという相談があったということでございます。

○委員長（平原志保君）

障がい児の場合はまたルールが違うじゃないですか。支援員の数とか。それを一緒にたにその部分をはしょって書かれてしまうと、障害がないお子さんたちのことで何件も来ているようなふうに錯覚を覚えるような説明文書で、ちょっと今違和感を感じたんですけれど、ここは何か意図するものがあったんですか。

○子育て支援課長補佐（市来秀一君）

件数等については正確に把握してはいないところなんですけど、実際、現場でのやり取りの中で、例えば延長保育時間です。夕方6時半を過ぎて延長保育などをやっているときに、子供が1人しかいないのに、やはり支援員が2人、迎えが来るまでいないといけないのかとか、先ほど言いました障がい児受入れにつきましても、健常者の児童が1人しかいないのに、やはり3人の配置が必要なのかとか、いろいろな相談ということで承っているところです。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で、陳情第4号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時41分」

「再開 午前11時42分」

△ 議案第42号 霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第42号、霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（茶園一智君）

議案第42号、霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、平成31年4月に放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準省令が改正され、放課後児童支援員認定資格研修の実施要件が改められたことにより、指定都市の長も放課後児童支援員認定資格研修を実施できることとされたことから、本条例の一部を改正しようとするものです。なお、詳細につきましては、子育て支援課長が説明を致しますの

で、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○子育て支援課長（砂田良一君）

それでは、霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明申し上げます。厚生労働省が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準省令において、放課後児童支援員は、保育士の資格を有する者など、基準省令第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う放課後児童支援員認定資格研修を修了したものでなければならないこととされています。なお、平成29年12月に閣議決定された「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」において、放課後児童支援員認定資格研修については平成31年度から指定都市も実施できることとし、平成30年度中に基準省令を改正することとされました。これを受け、本年3月には基準省令第10条第3項本文が改正され、指定都市の長も放課後児童支援員認定資格研修を実施できることとされたことから、本条例の一部を改正し、指定都市が実施した研修の受講修了者についても放課後児童支援員として規定しようとするものです。以上で、議案第42号、霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての説明を終わります。

○委員長（平原志保君）

ただいま執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（徳田修和君）

今まで鹿児島県でしていたものが、鹿児島市もできるよという理解なんですけれど、この認定資格研修の内容というものは、若干、差が出るんですか。ただ運営主体が指定都市もできるよという理解でよろしいのでしょうか。

○子育て支援課長（砂田良一君）

まず今回、指定都市もできるようになりましたが、この中には政令で指定する都市ということで、いわゆる政令指定都市が該当するかと思います。本県は、政令指定都市はございませんので、九州で言えば、福岡、北九州、熊本、全国で20の都市が該当するようでございます。それと研修の内容につきましては、国が定める研修メニューというのがございますので、まずそれに沿って各自治体のほうで行われているというふうに理解しております。

○委員（徳田修和君）

そしたら、鹿児島市が指定都市ではないのであれば、今後も変わらず本市としては、県が実施する資格研修ということで、影響はないということで理解すればよろしいですか。

○子育て支援課長（砂田良一君）

研修のほうは、鹿児島市のほうで開催されないということですので、今回は影響ないのですが、例えば、そういう指定都市で研修を受けられた方が本市に転入された場合、そういうのを該当させるというところで、今回条例改正を行ったところでございます。

○委員（前川原正人君）

この議案の中の、自治法の第252条の19の1、ここを見ても、政令で指定する人口50万人以上の市を対象とすると。今、課長がおっしゃるように九州管内だったら福岡、北九州が該当となるわけですけども、先ほどの口述の中でもおっしゃったように、放課後児童支援員の認定資格研修を実施できることになるんですよ。そうなったときに、今までの人たちは関係は

ないですけど、今後の人たち、今後そういう施設で働きたいそのために資格を取りたいというふうになったときに、霧島市としての対応が、今度はどうなるのかというのが一つの心配事というか。今までと変わらないと言えばそこまでなんですけれど、今まで通り講習で霧島市の場合でもオッケーですよという、そういう理解でよいのか、ということを確認しておきたいと思います。

○子育て支援課長（砂田良一君）

まず認定になるためには、資格要件がございます。先ほど言いました、教員免許を有する者、保育士、それから高卒の場合は、児童健全育成事業の従事が3年以上〔同ページに訂正発言あり〕、中卒の場合は5年以上との決まりがあります。その資格を持った方が、県が指定する研修を受けたときに初めて支援員となることとなりますので、市としては、鹿児島の場合は、鹿児島県でしか研修を行っておりませんので、そちらの案内をしていくということになるかと思えます。先ほど、高卒の場合は3年と申し上げましたが2年の誤りですので、訂正いたします。

○委員長（平原志保君）

ほかはないでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようなので、以上で議案第42号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時50分」

「再開 午前11時51分」

△ 議案第43号 霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第43号、霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（茶圓一智君）

議案第43号、霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、その概要を説明いたします。家庭的保育事業等は小規模保育事業などの地域型保育事業を指しており、0歳から2歳児の待機児童の解消や地域の子育て支援機能の基盤維持の確保に向けて、平成27年度の子ども・子育て支援新制度のスタートの際に新たに創設されたもので、今回、国において、当該事業の一層の普及を促すため、家庭的保育事業等の連携施設に係る要件拡大などの家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、本市条例についても、これに倣い、条例の一部を改正しようとするものです。詳細につきましては、子育て支援課長が説明いたしますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○子育て支援課長（砂田良一君）

議案第43号、霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、説明いたします。家庭的保育事業等は主に0歳から2歳までの子供を、保育園などの施設よりも少人数の単位で預かる事業であることから、卒園後の受け皿の役割を担う保育園、

幼稚園及び認定こども園等との連携の設定を求めています。まず、追加する第6条第4項では、受け皿の提供を行う連携施設について、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるときは、認可施設との連携を不要といたしました。また第5項では、前項の場合において、家庭的保育事業者は、第1号の国が認定する企業主導型保育事業に係る施設又は第2号の地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設であって、いずれも定員20名以上の施設に限り、市長が適当と認めるものを、卒園後の受け皿として確保しなければならないとしております。次に、第45条第2項では、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所について、市長が適当と認めるものについては、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすることとしました。最後に附則について、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他必要な適切な支援を行なうことができると市が認める場合は、5年間は連携施設を確保しないことができるとしてありますが、当該期間の期限を5年間延長し、2025年3月31日までの10年間猶予することとしております。なお、かっこ書きの「特例保育所型事業所内保育事業者を除く」につきましては、先ほど説明しました第45条第2項で、特例保育所型事業所内保育事業者については連携施設の確保を不要としたことから、記載したものです。

○委員長（平原志保君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前11時55分」

「再開 午前11時55分」

○子育て支援課長（砂田良一君）

それでは地域型保育事業、これは家庭的保育事業等と言われていますが、そこについて若干補足説明をさせていただきたいと思っております。お手元の地域型保育事業の認可基準という紙をもって説明させていただきます。まず、地域型保育事業には四つの種類がございます。まず一番上に、小規模保育事業、これについてはA型、B型、C型がございます。次に家庭的保育事業、三つ目に事業所内保育事業、四つ目に居宅訪問型保育事業。以上四つの事業区分がございますが、これらを家庭的保育事業等と呼んでおります。地域型保育事業は、市の認可が必要となる事業でございます。現在、市のほうで認可している事業は、小規模保育事業のA型を6施設認可しているところでございます。このようなことから、今回の条例改正の影響を受ける分については、この6施設の部分だけということになります。また、これらの家庭的保育事業等の事業所については、条例第6条で、居宅訪問型保育事業を除き、認可保育施設との連携協力を必要としております。この連携協力につきましては三つございます。まず一つ目に、集団保育の機会の提供、代替保育の提供、最後に卒園後の受入れの確保ということで、三つの項目について連携しなさいというふうになっております。まず集団保育の機会の提供、これにつきましては、それぞれこの事業が小規模な事業でございますので、集団保育の機会を与える場、集団保育の機会をまず提供しなさいということが一つ。それから、代替保育の提供につきましては、保育士等がやむを得ない事情等により欠勤したとき、当該園での保育が不可能となった場合などに連携する施設で保育が行われるように提供しなさいということが二つ目です。それから最後に、卒園後の受入れの確保につきましては、保育年齢が主にゼロから2歳を対象とした施設

でございますので、3歳になったとき、又は卒園するときの受け入れ先の確保をしておきなさいというのが三つ目になります。今回の改正の第6条第4項では、連携施設の確保が著しく困難と認めるとき、連携施設いわゆる認可施設との連携は不要とされたところでございます。しかしながら同条第5項において、認可施設との連携は不要としたところですが、企業主導型保育事業保育施設及び認可外の保育施設との連携協力の確保は図っておきなさいということが記されております。また、第45条第2項の改正につきましては、事業所内保育事業の3歳以上に係る連携協力は不要と今回しておりますが、なおゼロから2歳については、他の事業と同様に、認可施設の連携協力は不要ですが、企業主導型の保育施設及び認可外の保育施設との連携協力、これは必要ですというようなことが記されております。それから先ほどの資料の一番右のほうに、連携施設ということで、この表の右端のほうにそれぞれの施設ごとの今回改正後の内容を書いております。一番上にいきますと、小規模保育事業については連携施設の確保は不要と。ただし定員20名以上の企業主導型保育事業及び市が運営費支援等を行う認可外保育施設との連携が必要ですと。それぞれ家庭的保育、それから事業所内保育事業について、改正後の内容をそこに記しているところでございます。そちらのほうで確認をいただきたいと思います。また、最後になりますけれど、今回の大きな内容としては、認可施設との連携が困難と認めるときには、企業主導型並びに認可外保育施設との連携でも可能ですよということの改正ということになります。

○委員長（平原志保君）

執行部の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

実際、今回の家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準が変わるんですけども、本市の場合、対象となる施設及び、今回の改正によってよく分からない部分があるわけです。条文だけでしか見られないというのも、先ほど課長のほうで認可基準がこういうふうになるといふことで説明を頂いたわけですけど、現実に見たときに、霧島市の施設にこの基準を当てはめたときに、一体どうなるのかということ、例を示しながらお示しいただければと思います。

○子育て支援課長（砂田良一君）

今回、連携施設に係る要件というものが拡充されております。そのことによりまして、新規の事業参入というものが見込まれると考えております。そのことによりまして、主に小規模等につきましてはゼロから2歳児の受け入れが中心になっておりますので、本市の潜在的待機児童の解消辺りにもつながっていくのではないかとこのように考えているところです。

○委員（前川原正人君）

今おっしゃるように新規参入が可能になってくるであろうと、潜在的待機児童の解消にも役立っていくだろうということでありまして、要は今運営している施設がどう変わるのかということについてはどのような想定をされていらっしゃるんですか。

○子育て支援課主幹（冨田正人君）

この家庭的保育事業につきましては、霧島市内で6か所認可しているところなんですけど、こちらにつきましては全て認可園と連携協定を結んでいただいております。ということで、今後、連携先を拡充とか連携先を変えるといったときに、このような条件で認可ができる形があらう

かと考えているところです。

○委員（山口仁美君）

無償化ももうすぐということもあって、今から全国的に企業主導型が乱立してきたりという動きもあるわけなんですけれども、今の時点で保育園の認可を求めてくると言いますか、設立の情報とかあるんでしょうか。この改正が適用になりそうなところというのは今の時点であるんですか。

○子育て支援課長（砂田良一君）

現在、1か所、8月開園というのを確認しております。また他にいろいろな企業のほうから打診はあるところですが、まだ具体的にになっているような事案は今のところございません。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。[「なし」と言う声あり] ないようなので、以上で、議案第43号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 0時06分」

「再開 午後 1時15分」

△ 議案処理

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより、議案処理に入ります。議案処理は自由討議も含め、議案第42号、議案第43号、議案第45号、陳情第3号、陳情第4号の順に行います。

△ 議案第42号 霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

議案第42号、霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、自由討議に入ります。御意見はありますか。

[「なし」と言う声あり]

以上で自由討議を終わります。それでは討論に入ります。討論はありますか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第42号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第42号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第43号 霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第43号、霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で自由討議を終わります。それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第43号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第43号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第45号 霧島市立幼稚園保育料徴収条例の廃止について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第45号、霧島市立幼稚園保育料徴収条例の廃止について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で自由討議を終わります。それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第45号、霧島市立幼稚園保育料徴収条例の廃止について、反対の立場から討論に参加します。本議案は、市町村民税非課税世帯は月額3,000円、同課税世帯月額6,600円である幼稚園保育料を無料化にするために同条例を廃止するというものであります。公立幼稚園の保育料を無償化するということが異論はありませんが、問題は、その財源として今年、10月1日から予定されている消費税10%の増税分の2%を充てるということでもあります。また、無償化による自治体の10割負担により、今後は地方交付税で措置されることとなりますが、公立幼稚園や保育園の民営化に拍車がかかることも予想されます。幼稚園保育料の無償化は、保護者の方たちから見れば「預かってもらえる施設があり、無償であればもっと良い」となりますが、「福祉を充実させなければ消費税の増税は仕方ないという増税を認めさせるための布石」と言わなければなりません。もう一つの問題は、全国的にも広がっている「企業主導型保育」いわゆる無認可保育園の無償化も対象として、設置や監査に自治体が関与せず、認可保育所の半分の基準で、認可保育園並みの国からの直接公費を投入できることとなります。このことにより、企業型保育が拡大し、ただ預けさえすればよい保育所となり、子供たちの安心・安全が担保できないことが懸念され、重大事故が増加することも懸念されます。消費税の増税分を財源として

無償化するのではなく、消費税にたよらない方法で国の責任で無償化を進めるべきであることを指摘して、討論を終わります。

○委員長（平原志保君）

次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

○委員（徳田修和君）

私は、議案第45号、霧島市立幼稚園保育料徴収条例の廃止について、賛成の立場で討論いたします。今回、10月1日から幼児教育・保育が無償化されることに伴い、本条例を廃止するというございます。現在の子育てを取り巻く環境は非常に厳しく、保護者からもどうかしてほしいという声が出ている中、こういう制度がなされるというふうに理解しております。霧島市も子育て日本一を掲げている市でありますので、こういったことは非常に有効になると思います。この保育料無償化を原因とする保育を取り巻く環境の悪化というものは、ちょっと考えにくいのかなど。逆にこれを踏まえて更なる教育の場、保育の場の充実を図っていただきたいと要望しまして、私の賛成討論と致します。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第45号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者6名、賛成多数と認めます。したがって、議案第45号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 陳情第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について

○委員長（平原志保君）

次に、陳情第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について陳情書について、自由討議に入ります。御意見はありますか。

○委員（仮屋国治君）

本陳情は緊急を要する陳情でもありませんし、中身を精査していきますと、1点目、2点目には問題はないところではありますが、3点目、4点目、もう少し調査研究を進めていきたいというところもありますので、継続審査としてみてはいかがでしょうか。

○委員長（平原志保君）

ほかにありますか。今、討論に入る前に、この審査を採決するか継続かということが出ましたけれども、こちらを聞いていきます。継続と思う方は挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

全会一致であります。したがって陳情第3号は継続審査とすることに決定しました。

△ 陳情第4号 放課後児童クラブの質の確保を求める意見書の提出を求める陳情書

○委員長（平原志保君）

次に、陳情第4号、放課後児童クラブの質の確保を求める意見書の提出を求める陳情書について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で自由討議を終わります。次に、討論に入ります前に、この審査を採決するか継続にするかお諮りします。御意見はありませんか。

○委員（徳田修和君）

採決でよろしいかと思えます。

○委員長（平原志保君）

ただいま採決という御意見が出ましたけれども、採決でよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

陳情第4号も、意見書の提出を求める陳情書ですので、採決の結果「採択すべき」となった場合は、意見書提出について議案を委員会から提出することになりますが、趣旨採択などの御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは通常の採決ということになります。では、陳情第4号の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。陳情第4号について、採択すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、陳情第4号については、全会一致で採択すべきものと決定しました。ただいま採択すべきと決まりました陳情第4号については、会議規則第14条第2項の規定により、7月5日の本会議において文教厚生常任委員長名で意見書提出に関する議案を提出することになります。意見書の内容についてはいかがでしょうか。修正すべき箇所など御意見はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

では、そのように致します。また、字句の調整などは委員長に御一任いただいてもよろしいでしょうか。

〔「委員長一任」と言う声あり〕

提出先については、意見書（案）では、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策、男女共同参画、地方創生）となっていますが、このとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

では、そのように致します。本会議での趣旨説明は委員長が行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

以上で議案処理を終わります。

△ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（平原志保君）

ただいま議案処理が終わりましたが、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。

○委員（鈴木てるみ君）

先ほど、子育て支援課長も、山口委員の「現状など視察に行ったことがあるのか」という問いに対して、あまり現状を把握していらっしゃらないふうでしたので、施設の老朽化も進んでおりますので、そういった点とか、また支援者の質というところも、きちんと視察していただきたいということを付け加えていただけたらと思います。

○委員長（平原志保君）

ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 1時28分」

「再 開 午後 1時30分」

○委員長（平原志保君）

再開します。それでは委員長報告のところ、鈴木委員がおっしゃった質を高めるためのところはしっかりと付け加えたいと思います。ほかにございますか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で、本委員会に付託されました事件についての審査を終わります。

次に、霧島市議会の議決すべき事件を定める条例に基づく策定計画の取扱いについてです。本委員会の所管となる第二期霧島市子ども・子育て支援事業計画について、取扱いはいかがいたしましょうか。

○委員長（平原志保君）

休憩します。

「休 憩 午後 1時32分」

「再 開 午後 1時33分」

○委員長（平原志保君）

再開します。

○委員（徳田修和君）

今回、策定していくスケジュールとしましても、なかなか委員会で審査できる時間というものが取れるのかなというところで疑問がありました。さらに、この支援事業計画自体を、委員会で議決すべきものとするような内容であるのか。もうちょっと包括的なものであって、個別具体的なものをというのではそうなんだろうけれど、この支援事業計画全体としての審査と

というのはちょっと難しいのかなというふうに感じております。

○委員長（平原志保君）

ほかにございませんか。ただいま徳田委員のほうから出していただいたのは、スケジュール的な問題と、そして全体的な内容になるのでそれは所管では難しいのではということなんですけれども。休憩します。

「休憩 午後 1時33分」

「再開 午後 1時37分」

○委員長（平原志保君）

再開します。では御意見を言っただけだとありがたいんですけども。今、御意見を頂いているのは徳田委員の、今回は議決案件としては扱わないということですが、そちらでよろしいでしょうか。では、決を取りたいと思いますけれども、議決案件にするという方は挙手をお願いします。休憩します。

「休憩 午後 1時38分」

「再開 午後 1時38分」

○委員長（平原志保君）

再会します。もう一度いいですか。議決案件として扱うほうがよいと思う方は挙手をお願いします。5人。では、賛成多数なので議決案件として扱うということで、そのようにしたいと思います。

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（平原志保君）

次に、閉会中の所管事務調査についてです。御意見はありませんか。

○委員（徳田修和君）

行政視察を踏まえて今回も一般質問が多く委員からも出されたわけですけど、それであれば、委員会としてしっかり取り組んでもいいのではないかと思います。

○委員長（平原志保君）

行政視察をした件の内容を所管事務調査として扱うということですね。3件分全部。その辺はまた話をしてですか。分かりました。ただいま行政視察の件という御意見がありましたけれども、いかがでしょうか。例えば今回質問の多かった見守りシステム等を霧島市でも導入していけないかとかそういうことですよ。現状把握とか。それ以外に御意見ありますか。

○副委員長（宮田竜二君）

この前の一般質問の中でもちょっと私が気になったのは、給食費の未納の問題の件が気になっていまして、これをこの前の答弁の中では公会計にするのを検討するという話でしたので、そこら辺も勉強も踏まえて、所管事務調査にしたらどうかなと思います。

○委員長（平原志保君）

今、大きく二つ出ました。その2点からやっていくという形でよろしいでしょうか。先ほどの行政視察の件は、箕面市の子どもステップアップ調査、お茶の間創造事業、医療センターの

件でした。こちらのほうでどれかクローズアップしてやっていくか、もしくは給食費の未納問題もやっていくか。休憩します。

「休憩 午後 1時42分」

「再開 午後 1時43分」

○委員長（平原志保君）

意見として、給食費未納問題、児童クラブの現状をリサーチするという御意見が出ているんですけども、この2件についてやっていくという方向でよろしいでしょうか。そうしましたら児童クラブのほうは現場を見るのを中心として、給食費未納のほうは執行部のほうから話を聴くということになっていくと思います。ほかに何かありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

日程的なものを確認させてください。7月5日以降。第3週という意見がありましたけれども、第4週はいかがですか。25、26日できたら両方空けておいてもらえればと思います。では、先方の御都合は聴いてもらいます。

△ その他

○委員長（平原志保君）

次に、その他としてですが、委員の皆様方から何かございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようなので、以上で本日の日程は全て終了しました。したがって、文教厚生常任委員会を閉会します。

「閉会 午後 1時50分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

霧島市議会 文教厚生常任委員長

平原 志保